

海外文書館事情（報告要旨）

国立史料館 安藤正人氏

ことしの八月と九月、文部省の短期在外研究生として、「文書館における資料保存システムの調査研究」をテーマにして、イギリス十六、フランス一、アメリカ二、合計十九の機関を見てきた。そのほか、西ドイツのボンで行われた第十回国際文書館会議に参加してきた。今日はイギリスの機関についてお話ししたい。

十六の機関の内訳は、国立、州立、市立、大学付属、教会付属の文書館である。これらを見て感じたことは、第一に、資料保存機関が多様性を持っていることである。ヨーロッパの場合はどこも整備されたところだという先入観があったが、そうではなかった。

イギリスは、国立文書館を中心に、州や市にレコードオフィスという独立の文書館があった。そのほかに、図書館に併設された資料保存施設がひじょうに多く、十六のうち九つがそれであった。

第二に、アーキビストの専門性の高さである。図書館に併設された機関でもアーキビストが配置されていた。これらのアーキビストは、全国のアーキビスト協会に加わり、つねに研究訓練、交流をしながら専門性を高めていた。

第三に、保存修復部門が充実していたことである。そこには、コンサベーターという専門職が配置されていた。

典型的な文書館で具体的に紹介したい。そこは、県レベルの文書館で、イーストサセックス州のレコードオフィスで、ロンドンの南

方にある県で東京都ぐらいの広さである。人口は七〇万人である。

この文書館は州議会（知事が州議会の議長でもある）に属している。図書記録委員会の指導を受けている。職員は十三人。組織は、記録管理部（三人）、文書整理閲覧部（七人）、保存修復部（三人）の三部から構成されている。この中でアーキビストは、館長、副館長など五人である。州立はだいたいこのぐらいの規模であった。

記録管理部では、記録センターを運営している。記録センターは州の各部署の行政文書のうち、非現用文書を集中的に保管管理するところである。ここでは、文書整理閲覧部で永久的に保存する文書を選定し、それ以外を廃棄している。各部署と文書館との中間的な施設にあたる。

州の文書の流れは、文書が完結すると、要見直し記録と見直不要記録に分けられる。後者は二〜三年で自動的に廃棄してもよいと判断されたもの、前者は残すことを検討しなければならないものである。保存年限規程は各部署ごとにつくられている。これをつくる場合は、各記録センターのアーキビストが助言している。

分けられた文書は記録センターへ移管される。見直し不要記録は年限がくると自動的に廃棄になるが、原局に問い合わせをしている。要見直し記録は、二段階の見直しをしている。第一段階は七年後に行われ、第二段階は二十五年後に行われる。第一段階の見直しでは、原局の判断のみで行われる。ここをくぐり抜けた記録は二十五年後にまず原局が行政的な価値に基づいて保存と廃棄に分けられる。その後アーキビストが、歴史的・研究的な価値等の判断をする。二つの価値によって残されたものが永久保存文書となり、文書館に移管される。この文書は州の法律により、完結後三十年後に公開され

る。従って、第二段階の見直し後五年間は非公開になっている。

記録センターで保存中も原局は自由に閲覧できるようにしている。

ヨーロッパではアーキビストの交流が盛んである。その中心がアーキビスト協会である。最近の話題は、コンピュータをどのように導入するかということで、研究していた。

わが国では、われわれ自身アーキビストとして専門職性を高めていく必要がある。そのために全史料協のはたす役割があると思う。